

岡山県農林水産総合センターにおける研究及び調査活動上の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県農林水産総合センター（以下「総合センター」という）が、職員等に求められる業務上の研究倫理規範を確立するとともに、研究及び調査活動（以下「研究活動」という。）における不正行為を防止し、不正行為が行われ、又はそのおそれがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究所」とは、別表に掲げる組織をいう
 - (2)「研究所長」とは、別表に掲げる組織の長をいう
 - (3)「研究室長等」とは、別表の組織を構成する研究室及びグループの長をいう
 - (4)「職員等」とは、総合センターにおいて研究活動に従事する者をいう
 - (5)「研究倫理教育」とは、総合センターや研究所が行う研究倫理規範の修得及び研究倫理の向上を目的とした教育をいう
- 2 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究論文等に発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいうとともに、これらの行為の証拠隠蔽や立証妨害、並びに研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及びその他社会通念に照らして甚だしく研究者倫理を逸脱したものをいう。
- (1)「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究及び調査結果等を作成することをいう
 - (2)「改ざん」とは、研究及び調査資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動等で得られた結果等を真正でないものに加工することをいう
 - (3)「盗用」とは、他の者のアイデアや分析・解析方法、データ、研究及び調査結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく使用することをいう

(責任体系の明確化)

第3条 総合センターに研究倫理統括責任者を置き、総合センター長をもって充てる。

2 総合センターに不正行為対応責任者を置き、事務次長をもって充てる。

3 総合センターに研究倫理教育責任者を置き、技術次長をもって充てる。

4 研究所に研究倫理責任者を置き、研究所長をもって充てる。

5 研究倫理統括責任者は、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者を通じて、次に掲げる研究活動上の不正行為防止に向けた取組を実施するとともに、その実施状況等を把握し、必要と認めた場合は研究所長に改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究倫理教育
- (2) 職員等の研究倫理に関する意識状況の調査
- (3) 研究所が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続の適切な履行
- (4) その他、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者が必要とする事項

6 研究倫理統括責任者が事故あるとき、又は欠員のときは総合センター長の職務代行者がその職務を行う。

7 研究倫理統括責任者は、不正行為対応責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者に事故あるとき、又は欠員のときは適任者を指名し、その職務を行わせる。

(研究倫理教育)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究倫理責任者と連携して職員等を対象に、研究倫理の確立や自浄作用の醸成、研究活動及び研究成果の適切な確認に資するため、研究倫理教育を定期的実施する。

(研究所長の責務)

第5条 研究所長は、所掌する研究所における研究活動上の不正行為を防止する研究環境を整え、その維持のため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 人事を含め、研究所を公正に運営すること
- (2) 研究所において、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること
- (3) 研究室長等に対し、公正な研究活動や研究室等のマネジメントについて管理・指導すること
- (4) 研究倫理教育責任者と連携して、所掌する研究所において研究活動上の不正行為防止の取組が確実に履行されるよう職員等を教育し、周知を図ること
- (5) 所属する職員等に対する研究倫理に関する意識を確認すること

(研究室長等の責務)

第6条 研究室長等は、その所掌する組織において研究活動上の不正行為を防止するため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 研究室等を公正に運営し、不正行為が起こらないよう雰囲気醸成すること
- (2) 研究室等において、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること
- 2 研究室長等は、研究所が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続を適切に実施しなければならない。
- 3 研究室長等は、所属する職員等に対し、総合センターや研究所が実施する研究倫理教育を履修させなければならない。

(職員等の責務)

第7条 職員等は、研究業務を自ら実施する者として、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項をその研究活動の行動規範としなくてはならない。

- (1) 研究活動上の不正やその他の不適切な行為は行わない
- (2) 研究活動上の不正やその他の不適切な行為に加担しない
- (3) 周りの職員等に対して研究活動上の不正行為をさせない
- 2 職員等は、必要とされる研究倫理教育、研究活動に係る法令等に関する研修を履修しなくてはならない。
- 3 職員等は、研究所が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続を適切に実施しなければならない。
- 4 職員等は、研究倫理責任者から研究活動上の不正行為防止に向けた取組に関して指示又は改善を求められた場合は誠実に対応しなければならない。

(研究データ等の保存)

第8条 職員等は、研究及び調査成果の事後の検証を可能とするため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究及び調査資料等を、総合センター事務処理規則に基づき適切に管理・保存し、研究活動の正当性を証明する手段として必要な場合には、これを開示しなければならない。

2 研究室長等は、発表または研究報告した翌年度から原則10年間、第三者による検証・追跡が可能となるよう研究データ等を管理・保存する措置を講じなければならない。なお、研究データ等のうち、試料、標本、装置等については原則5年間とするが、本質的に保存が困難なもの、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。

(告発等受付窓口の設置と取扱い)

第9条 不正行為に関する告発や情報提供、相談又は照会等（以下、「告発等」という。）に対応するための窓口（以下、「告発等窓口」という。）を、総合センター総務課総務班に置く。

- 2 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、書面、電話、電子メール又は面談により告発等窓口にて告発等を行うことができる。なお、FAXによる告発等は、告発者の秘密保持の観点から受け付けないこととする。
- 3 告発等は、原則として顕名により行うものとし、不正行為を行ったとする研究者及び研究グループの氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されていなければならない。
- 4 前項にかかわらず次の場合は、前項の告発等があった場合に準じて取り扱うことができる。
 - (1) 匿名による告発や告発の意思を明示しない情報提供、相談若しくは照会等があり、調査等の必要があると認められる場合
 - (2) 学会等の研究者コミュニティ、新聞等の報道又はインターネット上において、不正行為の疑いが指摘された場合
- 5 告発等を受け付けた場合、不正行為対応責任者は、直ちに研究倫理統括責任者に報告するものとし、研究倫理統括責任者は、当該告発等に関係する研究所長に、その内容を通知するものとする。
- 6 書面による告発等で、告発等窓口が受け付けたことを告発者が知り得ない場合、匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 研究倫理統括責任者は、告発等により告発者、被告発者等が不利益な取り扱いを受けることのないように、守秘等の適切な措置を講じる。

(告発の相談)

第10条 不正行為の疑いが存在すると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑義がある者は、告発等窓口に対して相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発等窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、不正行為対応責任者は研究倫理統括責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、研究倫理統括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発等窓口職員の義務)

第11条 告発等の受付に当たっては、告発等窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発等窓口の職員は、告発等を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった場合も同様とする。

- 2 研究倫理統括責任者は、告発者、被告発者、告発等内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 研究倫理統括責任者は、当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事業について公に説明することができる。ただし、告発者及び被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当事者の了解は不要とする。

- 4 研究倫理統括責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第13条 研究倫理統括責任者又は研究倫理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇を防止するために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 総合センターに所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 研究倫理統括責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、総合センター長名で県庁所管課に報告し、措置すべき内容を進達するものとする。
- 4 研究倫理統括責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して、不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第14条 総合センターに所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 研究倫理統括責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、総合センター長名で県庁所管課に報告し、措置すべき内容を進達するものとする。
- 3 研究倫理統括責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の禁止など不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発等)

- 第15条 何人も、悪意に基づく告発等を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発等とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発等をいう。
- 2 研究倫理統括責任者は、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合、関係諸規定に従って、総合センター長名で県庁所管課に報告し、措置すべき内容を進達するものとする。
- 3 研究倫理統括責任者は、当該告発者が総合センター以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知し、対応を依頼する。
- 4 研究倫理統括責任者は、第2項の処分が課されたときは、必要に応じて、当該事案に係る研究活動にその財源を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）及びその財源が国費のときは所管する関係省庁（以下「関係省庁」という。）に対して、その措置の内容等を報告する。

(予備調査)

- 第16条 第9条に基づく告発等を受け付けた場合又は総合センターがその他の理由により予備調査の必要性を認めた場合は、研究倫理統括責任者は、不正行為対応責任者及び被告発者が所属する研究所長に速やかに証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等の保全措置と予備調査を命じる。
- 2 研究所長が特定不正行為に係る被告発者である場合は、研究倫理統括責任者が適任者を指名し、前項の調査を命じる。
- 3 不正行為対応責任者は、予備調査の実施に当たり必要な人員を指名することができる。
- 4 予備調査を命ぜられた者は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、関係者へのヒアリン

グを行うことができる。

- 5 予備調査を命ぜられた者は、告発等された行為が行われた可能性、告発等の際に示された科学的理由の論理性、告発等内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について調査を行う。
- 6 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発等については、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 7 不正行為対応責任者は、調査終了後、告発等を受け付けた日から起算して30日以内に、その結果を研究倫理統括責任者に報告する。
- 8 研究倫理統括責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
- 9 研究倫理統括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 10 研究倫理統括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者からの求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

- 第17条 研究倫理統括責任者は、予備調査の結果、本調査を実施する場合は、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者等と直接に利害関係を有しない者とし、次の者によって構成される。ただし、調査委員の半数以上を外部有識者とする。
 - (1) 不正行為対応責任者
 - (2) 研究倫理責任者
 - (3) 研究分野の知見を有する外部有識者(2名以上、外部評価委員から研究倫理統括責任者が指名する)
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者(1名、研究倫理統括責任者が指名する)
 - (5) 研究倫理統括責任者が必要と認めた者
 - 3 調査委員会の委員長は、委員の中から研究倫理統括責任者が指名する。
 - 4 調査委員会は、次の事項を行うことができる。
 - (1) 告発者及び調査対象者等の関係者からの事情聴取
 - (2) 不正行為に係る資料等の調査
 - (3) その他調査に必要な事項
 - 5 調査委員会の事務局を総合センター普及連携部産学連携推進課に置く。
 - 6 研究倫理統括責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 7 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により研究倫理統括責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 8 前項の規定による異議申立てがあった場合、研究倫理統括責任者は内容を審査し、次のとおり対処する。
 - (1) 当該申立ての内容が妥当とした場合は、申立てに係る調査委員会の委員を変更し、変更後の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - (2) 調査委員会の委員の変更を不要とした場合は、その理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

(本調査)

- 第18条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内を目途に、本調査を開始するものとする。なお、委員の5分の3以上の出席がなければ議事を

開くことができない。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発等された事案に係る研究論文、実験・観察ノート、研究データその他資料の精査及び関係者へのヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるように積極的に協力し、資料の提出や真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象となる研究活動)

第19条 調査委員会が行う調査の対象には、告発等に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。

(証拠の保全措置)

- 第20条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類、実験・観測機器等を保全する措置をとることができる。
- 2 総合センター以外の機関において、証拠の保全が必要な場合は、研究倫理統括責任者は当該機関に協力を要請する。
 - 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告等)

第21条 研究倫理統括責任者は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る資金配分機関又は関係省庁の求めに応じて、調査の進捗状況及び中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(被告発者の説明責任)

第23条 被告発者は、調査委員会の本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、原則として、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(審理及び認定)

- 第24条 調査委員会は、不正行為の有無及びその程度について、本調査の開始の日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者等から説明を受けるとともに、調査によって得ら

れた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被告発者が保続義務期間の範囲に属する研究データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。ただし、被告発者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。研究データ等の不存在が、総合センター事務処理細則に定める保存年限を超えることによるものである場合についても同様とする。
- 4 調査委員会は、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して研究倫理統括責任者に申出て、その承認を得るものとする。
- 5 調査委員会は、不正行為が存在しなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づく告発に該当すると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査委員会は、第1項及び第5項に定める認定が終了したときは、直ちに、その内容を研究倫理統括責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第25条 研究倫理統括責任者は、前条の報告を受けた場合は、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者（以下「認定関与者」という。）に通知するとともに、被告発者及び認定関与者が所属する研究所長に通知する。被告発者及び認定関与者が総合センター以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知し、対応を依頼する。
- 2 研究倫理統括責任者は、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
 - 3 研究倫理統括責任者は、悪意に基づく告発との認定の報告を受けた場合は、告発者が所属する研究所長に通知する。なお、告発者が総合センター以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

- 第26条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者又は認定関与者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、研究倫理統括責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日から起算して14日以内に、研究倫理統括責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
 - 3 研究倫理統括管理者は、不服申立てを受理したときは、調査委員会に対し、速やかに当該不服申立ての審査を命じるとともに、不服申立てが被告発者又は認定関与者からのときは告発者に対して、告発者からのときは被告発者及び認定関与者に対してその旨を通知するものとする。
 - 4 研究倫理統括責任者は、前項の通知に加えて、不服申立人の所属する研究所長へその旨を通知するとともに、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

- 5 審査において新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前項に定める新たな調査委員は、第17条第2項に準じて指名するとともに、同条第7項及び第8項、第9項に準じた手続を行う。
- 7 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案に対する再調査の必要性について審査を行い、不服申立ての却下又は再調査の実施を決定した場合は、直ちに、研究倫理統括責任者に報告する。報告を受けた研究倫理統括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。なお、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 8 研究倫理統括責任者は、前項の通知に加えて、不服申立人の所属する研究所長へ通知するとともに、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(再調査)

- 第27条 再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく、審理を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに研究倫理統括責任者に報告する。報告を受けた研究倫理統括責任者は、不服申立人に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理統括責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究倫理統括責任者に申出て、その承認を得るものとする。
 - 4 研究倫理統括責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び認定関与者に通知するものとする。
 - 5 研究倫理統括責任者は、前項の通知に加えて、再調査結果を告発者、被告発者及び認定関与者が所属する研究所長に通知するとともに、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(公表)

- 第28条 研究倫理統括責任者は、調査結果の公表に当たっては、県庁所管課等と協議し、県の諸規程に基づいて対処する。
- 2 研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として調査結果を公表するものとする。ただし、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発等がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関して公表しないことができる。
 - 3 研究活動上の不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合又は県として社会的責任が求められる場合は、調査結果を公表する。
 - 4 研究倫理統括責任者は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、調査結果を公表する。
 - 5 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 第2項に規定する公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為

の内容、総合センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

(2) 第3項ただし書きに基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

(3) 第4項に規定する公表内容は、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

5 前項各号の規定にかかわらず、事案の内容により、研究倫理統括責任者が特に必要があると認めるときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことができる。

6 公表時期については、関連する調査等の進捗状況を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(必要措置)

第29条 研究倫理統括責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出禁止等の必要な措置を講じることができる。

2 研究倫理統括責任者は、当該事案に係る資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

3 研究倫理統括責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

4 研究倫理統括責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとし、次のとおり対処する。

(1) 被認定者は、勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思を研究倫理統括責任者に行わなければならない。

(2) 研究倫理統括責任者は、被認定者が勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第30条 研究倫理統括責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 研究倫理統括責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分等)

第31条 研究倫理統括責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為の存在が確認され、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被認定者に対して、法令及び県関係諸規程に従い、処分を課す必要を認めた場合、総合センター長名で県庁所管課に報告し、措置すべき内容を進達するものとする。

2 研究倫理統括責任者は、前項による処分が課されたときは、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容を報告するものとする。

(是正措置等)

第32条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、研究倫理統括管理者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置

(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

- 2 研究倫理統括責任者は、関係する研究所長に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 研究倫理統括責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を、必要に応じて、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第33条 この規程に関する事務は、総合センター普及連携部産学連携推進課が処理する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「岡山県農林水産総合センターにおける研究上の不正行為防止等に関する規程(平成22年4月1日施行)」は廃止する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

別表 農林水産総合センターの研究所

農業研究所 生物科学研究所 畜産研究所 森林研究所 水産研究所